

国民年金だよ



マイナンバーによる手続きが開始されました

平成30年3月5日から、市区町村及び年金事務所の窓口では、国民年金への加入手続きや国民年金保険料の免除申請、老齢基礎年金の請求の手続きがマイナンバー（個人番号）を使用して行えるようになります。

マイナンバーで手続きを行うときは、マイナンバーカードなどのマイナンバーが確認できる書類、本人確認のできる書類を市区町村又は年金事務所の窓口に表示する必要があります。手続きの際は、確認ができる書類を窓口を持参してください。

マイナンバーの記載が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を使用して各種手続きを行うこともで

きます。

なお、国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書など、一部マイナンバーを使用できない手続きもあります。

マイナンバーで手続きを行う際の必要書類

【本人が手続きを行う場合】
本人確認できるマイナンバーカードを持参してください。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが確認できる通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、本人確認ができる運転免許証、旅券（パスポート）、在留カードなどを各1点持参してください。

【代理人の方が行う場合】

本人のマイナンバーが確認できるマイナンバーカードの写し、代理権が確認できる委任状など、代理人の方の本人確認できる書類の3種類を持参してください

マイナンバーカードが確認できる書類、本人確認できる書類は、【本人が手続きを行う場合】の書類と同じです（及び をご確認ください）

その他の確認書類の詳細は、

市区町村担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

年金受給権者の氏名変更届の届出が原則不要となります。

日本年金機構が住民基本台帳ネットワークの情報を基に年金受給権者の方の氏名変更を行うことにより、年金受給権者の方の氏名変更届の届出が原則不要となりました。

年金受給権者の方が氏名を変更した時は、日本年金機構から、氏名変更後の年金証書への交換や、年金振込先金融機関の口座名義の変更手続きをご案内する「氏名変更のお知らせ」が送付されますので、必要な手続きを行ってください。

日本年金機構でマイナンバーが未収録となっている方や、海外居住などでマイナンバーが指定されていない方は、引き続き氏名変更届の届出が必要です。

日本年金機構のマイナンバーの収録状況は、「ねんきんネット」から確認することができます。

国民年金保険料は口座振替が

お得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になります。

当月分保険料を当月末に振替納付することで、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあり大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申出ください。

ねんきんダイヤルでは、全国の年金事務所での年金相談について、1カ月前から前日までの予約が可能です。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分
【電話】0570 05 4890

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話34 2121内線413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166 72 5002